



町田市と町田市農業協同組合との学校給食地場農産物加工品の企画・開発等に関する覚書

町田市（以下「甲」という。）と町田市農業協同組合（以下「乙」という。）は、「町田市の学校給食における地場農産物の活用に関する協定書」（2022年12月26日締結。以下、「協定書」という。）の第3条第2項に基づき、地場農産物を使った小学校給食用の加工品・レシピ等の企画・開発・生産及び情報発信に関する事項について、次のとおり、覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、協定書における連携・協力事項のうち、地場農産物を使った学校給食用加工品・レシピ等の企画・開発・生産及び情報発信に関する事項について、具体的内容を定めることを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 連携・協力内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲は、地場農産物加工品の規格、成分、使用予定地場農産物、その数量及び概算金額等を定めた企画書を乙の意見を聴取した上で作成し、乙に提供する。
 - (2) 乙は、企画書に記載された使用予定の地場農産物及びその数量について、乙が選定した農業者と協議を行った上で、作付け依頼を行う。
 - (3) 甲と乙は、連携して地場農産物加工品に最適な加工品事業者を選定する。
 - (4) 乙は、(3)で選定した加工品事業者との間で、地場農産物加工品に必要な地場農産物の納入に関して、納入時期、納入数量及び納入金額など、企画書の概算金額の範囲内で必要な調整を行う。
 - (5) 甲は、(3)で選定した加工品事業者との間で、地場農産物加工品の学校への納入に関して、納入時期、納入数量及び保管方法など、必要な調整を行う。
 - (6) 乙は、農業者による地場農産物の生産過程など、児童・生徒の食育に関して必要な情報を甲に提供する。併せて、児童・生徒の農地見学・農業体験を実施する際に、甲の依頼に応じてその補助を行う。
 - (7) 甲及び乙は、地場農産物を活用したレシピの企画・開発を協力して行うとともに、その情報発信に努める。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて情報共有及び協議を行うものとする。

（担当者会議の設置）

第3条 甲は本覚書を実施するため、必要に応じて第2条に定める連携内容に応じて、関係部署で構成する担当者会議を設置することができる。

（費用負担）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項において発生する費用の負担等は、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から2027年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の意思表示がないときは、本覚書の有効期間をその満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議事項）

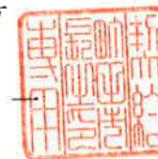
第6条 本覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議の上お互い誠意をもって解決にあたるものとする。

本覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

2022年12月26日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号

町田市長 石坂丈一



乙 東京都町田市森野二丁目29番15号

町田市農業協同組合
代表理事組合長 吉川英明

